

# 資 料

## 1 野田村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 野田村における地域福祉を計画的かつ効果的に推進するため、「野田村地域福祉活動計画」(以下「計画」という。)を策定することを目的として、野田村地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から、野田村社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
  - (2) 保健医療関係者
  - (3) 福祉団体の代表者
  - (4) 教育関係者
  - (5) 福祉関係事業者の代表者
  - (6) ボランティア・NPO団体の代表者
  - (7) 行政関係者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、野田村社会福祉協議会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月25日から施行する。

## 2 野田村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属 等	備考
1	住民の代表者	佐藤 勲	新町町内会	副委員長
2	保健医療関係者	大上 有子	野田村住民福祉課保健師	
3	福祉団体の代表者	小野寺 健二	野田村民生児童委員協議会長	委員長
4		大平 茂	野田村老人クラブ連合会長	
5		泉沢 勝教	野田村身体障害者協議会長	
6		小田 扶美子	野田村母子寡婦福祉協会会長	
7	教育関係者	辻鼻 一男	野田村教育委員会教育次長	
8	福祉関係事業者の 代表者	明内 永一	社会福祉法人野田白寿会 特別養護老人ホームことぶき荘園長	
9		遠藤 和子	社会福祉法人野田村保育会 野田村保育所長	
10	ボランティア・ NPO団体の代表者	貳又 ゑな子	野田村食生活改善推進員協議会長	
11		下向 理奈	のんのりのだ物語代表	
12	行政関係者	佐藤 光勇	野田村副村長	

